

最高裁秘書第1165号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（最情）答申第26号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第22号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年8月8日（令和6年度（最情）諮詢第22号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（最情）答申第26号）

件名：津地家裁の庁舎建て替え工事に関して、津地家裁から寄せられた意見の内容及びこれに対する最高裁判所の考えが書いてある文書の開示判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

津地家裁の庁舎建て替え工事に関して、津地家裁から寄せられた意見の内容、及びこれに対する最高裁判所の考えが書いてある文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和4年度津地家簡裁庁舎新営建工事設計変更工事概要書」の抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年6月20日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書が存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け

秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記
第11の2の(5))。

2 原判断で開示した文書以外にも本件開示申出文書は作成又は取得しているもの、意思決定の途中の段階で作成した文書であり、その記載内容に照らして短期保有文書として既に廃棄済みであったため、開示申出日時点において、原判断で開示した文書以外の文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月21日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、原判断で開示した文書以外にも本件開示申出文書を作成し、又は取得しているものの、意思決定の途中の段階で作成した文書であり、その記載内容に照らして短期保有文書として既に廃棄した旨説明している。下級裁判所庁舎の建築工事に係る事務は最高裁判所が所管しており、その意思決定も最高裁判所が行うものであって、下級裁判所の意見や要望は当該意思決定の際に参考にするにとどまるという関係に照らすと、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。
- 2 これに対し、苦情申出人は、開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書が存在すると主張するが、具体的にいかなる文書が存在し、それが廃棄されずに保有されていると主張するものかは明らかではなく、上記結論を左右するには至らない。
- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当

あると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕